

滋賀県にぎわいのまちづくり総合支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、商店街等の活性化を図ることを目的とし、商店街振興組合等が商店街のにぎわいを創出するために行うソフト事業等に対し、滋賀県にぎわいのまちづくり総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。補助金の交付等については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (ア) 振興組合 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合もしくは商店街振興組合連合会
- (イ) 協同組合 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合、または協同組合連合会
- (ウ) 任意商店街 一定地域において、小売商業もしくはサービス業を営む者が10店舗以上の集団を形成し、共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定している任意組織団体で、知事が認めるもの。
- (エ) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）により設立された商工会もしくは商工会連合会
- (オ) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）により設立された商工会議所
- (ア) 一般社団法人等
商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う者を主たる会員とする、一般社団法人または一般財団法人をいう。
- (イ) まちづくり会社等
中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項第1号に定める要件を満たす者をいう。）

(補助対象者、補助対象事業および補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる者で滋賀県内に本店または主たる事務所を有するものとする。

- (1) 前条各号に掲げる団体
 - (2) 商店街の活性化を図るためソフト事業を行おうとする上記以外の団体で知事が認めるもの。
- 2 補助の対象となる事業は、商店街のにぎわいを創出するための取組であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業とする。
- (1) 商店街という場所や機能を活用して、少子化、高齢化、安全・安心、地域資源

活用・農商工連携、創業・人材、環境など、地域社会が抱える課題解決に資する事業であること。

(2) 商店街の存在価値を地域にとってかけがえのないものに高め、今後の可能性を開く要素がある事業であること。

(3) 補助事業終了後も取組の継続が見込まれること。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業等でないこと

(5) 市町のまちづくりに関する計画と整合しており、市町の関与・協力を得て取り組む事業であること。

3 補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、1事業あたりの補助額は150万円以下(ただし、事業実績から生じた収益は補助対象経費から控除する。)とする。

4 補助対象経費は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業を行おうとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額については減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請取下げ)

第6条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容およびこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容または経費の配分の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分の変更をしようとするときは、変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(補助事業の中止または廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況の報告(様式第5号)を求めることができる。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときまたは第8条の規定により承認を受けたときは、その日から30日経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、規則第13条の規定に基づき補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.75%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付は精算払とする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第 14 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額報告書(様式第 8 号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、知事は、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。また、当該補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(関係帳簿の調査)

第 17 条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対し報告を求め、または、関係帳簿・書類等を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(財産処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、取得財産等を処分する場合または取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸付け、他の者に譲り渡し、他の物件と交換し、もしくは債務の担保にしようとする場合には、あらかじめ資産処分承認申請書(様式第 9 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の承認をした補助事業者に対し、当該申請に係る取得財産等の処分により、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

(実施効果の報告)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 20 日以内に本補助事業に係る中心市街地や商店街等の活性化の効果について、補助事業実施効果報告書(様式第 10 号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第 20 条 第 5 条の規定による補助金の交付の決定は、第 4 条の規定による申請があった日

から起算して 30 日以内に行うものとする。

- 2 第 12 条の規定による補助金の額の確定は、第 9 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 21 条 補助助事業者は、第 4 条の規定に基づく交付申請、第 6 条の規定に基づく申請取下げ、第 7 条の規定に基づく補助事業の内容または経費の配分の変更の申請、第 8 条の規定に基づく中止または廃止の申請、第 9 条の規定に基づく遅延等の報告、第 10 条の規定に基づく状況報告、第 11 条の規定に基づく実績報告、第 13 条の規定に基づく交付請求、第 14 条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第 18 条の規定に基づく財産の処分の承認申請または第 19 条の規定に基づく実施効果の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度の補助金から適用する。

(略)

付 則

- 1 この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の要綱の規定により交付を受けた補助金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。

別表

経費の区分	経 費 の 内 容
謝金	委員、講師、研究員等外部専門家（補助事業の実施主体の会員、組合員、役職員等の内部関係者を除く。）に対する謝金
旅費	（１）委員、講師、研究員等外部専門家（補助事業者の会員、組合員、役職員等の内部関係者を除く。）に対する旅費 （２）視察研修旅費
事業経費	店舗改装工事費（店舗と一体的な設備を取得する経費を含む）、開発費、店舗等賃借料、会場借料、機器借上・借損料、資料等作成費、原稿料、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、図書購入費、通信運搬費（プロバイダ契約使用料、回線使用料を含む。）、保険料、雑役務費、その他知事が必要と認める経費
委託費	専門的知識・技術を要する事業部分に限る。